

第49回「地域の会」定例会資料

前回（6／6）以降の動き

<公表関係>

◎不適合事象関係

【区分Ⅰ】

- ・ なし

【区分Ⅱ】

- ・ なし

【区分Ⅲ】

- ・ 6月7日 3号機取水口付近（非管理区域）でのけが人の発生について
- ・ 6月14日 定期検査中の6号機原子炉建屋内での水漏れについて
- ・ 6月20日 定期検査中の6号機原子炉建屋内での水漏れについて
- ・ 6月27日 定期検査中の1号機における協力企業作業員の体調不良について
- ・ 7月4日 調整運転中の柏崎刈羽原子力発電所2号機におけるタービン制御系の油漏えいに伴う点検停止について

【不適合事象の続報・調査結果等】

- ・ 6月7日 定期検査中の2号機の原子炉起動操作再開について
- ・ 6月14日 柏崎刈羽原子力発電所6号機タービン建屋内での水漏れに係る原因と対策について

◎定期検査関係

- ・ 6月11日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所2号機の発電開始について

◎その他発電所に係る情報

- ・ 6月18日 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の一部改定について
- ・ 6月22日 想定外の制御棒引き抜けの扱いに関する原子炉施設保安規定の変更認可申請について
- ・ 6月28日 平成19年度使用済燃料の輸送計画の変更について
- ・ 6月29日 柏崎刈羽原子力発電所7号機における定期安全レビューの実施について

<参考>

当社原子力発電所の公表基準（平成15年11月策定）における不適合事象の公表区分について

区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象
区分Ⅱ	運転保守管理上重要な事象
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
その他	上記以外の不適合事象

<公表関係>

◎不適合事象関係

【区分Ⅲ】

- 6月 7日 3号機取水口付近（非管理区域）でのけが人の発生について
〔6月6日午前10時25分頃、3号機取水口付近（非管理区域）において、パトロール中の委託警備員が、取水口スクリーン用門型クリーンの停止用金具（高さ約20cm）に左足を接触させて負傷。診察の結果、すねに挫創（切り傷）が確認されました。〕
- 6月14日 定期検査中の6号機原子炉建屋内での水漏れについて
〔6月13日午後5時50分頃、原子炉建屋地下2階にある原子炉冷却材浄化系の弁室内で、分解点検中の弁開放部に取り付けていた養生用ビニール袋が外れ、床面に水が漏れていることを当社社員が発見しました。床面に漏れていた水の量は約30リットル、放射エネルギーは約 7.5×10^5 ベクレルで、すべて当該室内にとどまっており、排水および拭き取りにより処理いたしました。原子炉冷却材浄化系排水ラインは弁の点検のため水抜きされていたものの、原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプから水が流れ込み、当該弁の開放部より漏れたものと推定しております。〕
- 6月20日 定期検査中の6号機原子炉建屋内での水漏れについて
〔6月19日午後2時40分頃、原子炉建屋1階にある主蒸気配管トンネル室に設置されているファンネル（排水受け容器）の蓋の隙間から水が漏れ出していることを当社社員が発見したことから、ファンネルにつながる水抜き弁を閉めて漏えいを停止させました。調査した結果、原子炉給水系機器等の点検終了に伴い、同系統の水張り作業を行っていたところ、水抜き弁が開いていたためファンネルに水が流れ込み、蓋の隙間から漏れ出したものと推定いたしました。床面に漏れ出した水の量は約2リットル、放射エネルギーは約 6×10^5 ベクレルで、すべて当該室内にとどまっており、拭き取りにより処理いたしました。〕
- 6月27日 定期検査中の1号機における協力企業作業員の体調不良について
〔6月27日午前0時40分頃、定期検査中の1号機原子炉建屋内で空調排気ダクトの交換作業を行っていた協力企業の作業員が体調不良を訴えました。診察の結果、軽度の熱中症と診断されました。〕
- 7月 4日 調整運転中の柏崎刈羽原子力発電所2号機におけるタービン制御系の油漏えいに伴う点検停止について
〔 プレス文 添付 〕

【不適合事象の続報・調査結果等】

- ・ 6月 7日 定期検査中の2号機の原子炉起動操作再開について
〔定期検査中の2号機は、タービン制御装置内の制御回路に誤りを確認したため、原子炉起動作業を中断して当該制御回路を修正しておりましたが、当該制御回路の修正が完了し、健全性を確認したことから、6月7日午前1時10分より原子炉起動作業を再開いたしました。〕
- ・ 6月14日 柏崎刈羽原子力発電所6号機タービン建屋内での水漏れに係る原因と対策について
〔プレス文 別添 〕

◎定期検査関係

- ・ 6月11日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所2号機の発電開始について
〔平成19年2月19日以来、第12回定期検査を実施してまいりましたが、6月10日午前6時32分、発電を開始いたしました。今後、出力を定格出力まで上昇させ調整運転を続けたのち、7月上旬に経済産業省の総合負荷性能検査を受け、定期検査を終了する予定です。なお、6月5日に確認されたタービン制御装置内の制御回路の誤りについては、6月7日に当該制御回路を修正し、健全性を確認いたしました。〕

◎その他発電所に係る情報

- ・ 6月18日 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の一部改定について
〔プレス文 添付 〕
- ・ 6月22日 想定外の制御棒引き抜けの扱いに関する原子炉施設保安規定の変更認可申請について
〔プレス文 添付 〕
- ・ 6月28日 平成19年度使用済燃料の輸送計画の変更について
〔プレス文添付 〕
- ・ 6月29日 柏崎刈羽原子力発電所7号機における定期安全レビューの実施について
〔プレス文 添付 〕

以 上

柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の一部改定について

平成 19 年 6 月 18 日
東京電力株式会社

本日、新潟県、柏崎市ならびに刈羽村と当社との間で締結しております「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」について、別紙のとおり一部を改定（同日施行）いたしましたのでお知らせいたします。

【改定の概要】

1. 取組状況等の報告

新潟県、柏崎市および刈羽村は原子力発電施設の安全性および信頼性のより一層の向上を図るため、安全確保対策の取組状況等について、当社に報告を求めることができることを規定した。

2. 周辺環境の測定結果の公表

環境放射線または温排水等の監視調査基本計画等に基づいて実施した調査の結果について、特異な状況が認められた場合には、新潟県、柏崎市、刈羽村および当社が相互連絡のうえ、新潟県または当社が速やかに公表することを明確にした。

3. 発電所トラブル等内部情報受付窓口の設置

発電所のトラブル等に関する内部情報を受け付ける窓口を新潟県が設置し、受け付けた情報について当社に調査の実施を要求できることおよび当社は誠意を持って応じ、調査結果を新潟県に報告することなどを規定した。

なお、今回の改定にともない、協定書に付帯する運用において、新潟県、柏崎市、刈羽村および当社が発電所の安全性の確保および信頼性向上のため、協力企業を含めた相互理解の促進に努めること、自治体の行う状況確認の項目に、当社の測定している排気筒モニタ、温排水温度等の測定データの信頼性確認を追加した。

以 上

別紙 1

・「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」新旧対照表

別紙 2

・「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について」新旧対照表

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書
(昭和 58 年 10 月 28 日)の一部改定

新	旧
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（取組状況等の報告）</p> <p>第5条 甲又は乙は、丙に対し、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、安全確保対策の取組状況等について、報告を求めることができるものとする。</p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>（測定結果の公表）</p> <p>第8条 甲及び丙は、第6条第1項の規定に基づき実施した監視調査結果について、毎年度評価会議において<u>周辺環境に与える影響</u>の評価を経たのち公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第1項又は第3項の規定に基づき甲又は丙が実施した監視調査結果について特異な状況が認められた場合には</u>、甲、乙及び丙は相互に<u>連絡を行ったうえ、これを速やかに公表するものとする。</u></p> <p>第9条～第11条（略）</p> <p>（原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の設置）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（立入調査を行う者等の選任）</p> <p>第13条 甲又は乙は、<u>第10条第1項の規定に基づく立入調査を行う者並びに第11条第1項の規定に基づく状況確認及び同条第2項の規定に基づく測定の立会いを行う者を甲又は乙の職員からそれぞれ選任するものとする。ただし、甲は、必要と認めた場合は、技術委員会の委員を同行することができるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 甲又は乙は、<u>第10条第1項の規定に基づく立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を生じたとき、又は著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。</u></p> <p>（適切な措置の要求）</p> <p>第14条 甲又は乙は、<u>第10条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、国を通じ、丙に対し原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要と認めたときは、直接丙にこれを求めることがで</u></p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（加える。）</p> <p>第5条・第6条（略）</p> <p>（測定結果の公表）</p> <p>第7条 甲及び丙は、<u>第5条の規定に基づき実施した監視調査結果について、毎年度評価会議の評価を経たのち公表するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>監視調査結果について緊急の事情があるときは、甲、乙及び丙は相互に連絡のうえこれを公表することができるものとする。</u></p> <p>第8条～第10条（略）</p> <p>（原子力発電所の安全確保に関する技術委員会の設置）</p> <p>第11条（略）</p> <p>（立入調査を行う者等の選任）</p> <p>第12条 甲又は乙は、<u>第9条第1項の規定に基づく立入調査を行う者並びに第10条第1項の規定に基づく状況確認及び同条第2項の規定に基づく測定の立会いを行う者を甲又は乙の職員からそれぞれ選任するものとする。ただし、甲は、必要と認めた場合は、技術委員会の委員を同行することができるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 甲又は乙は、<u>第9条第1項の規定に基づく立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を生じたとき、又は著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。</u></p> <p>（適切な措置の要求）</p> <p>第13条 甲又は乙は、<u>第9条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、国を通じ、丙に対し原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必</u></p>

<p>きるものとする。なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分協議し、甲の名において行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>発電所トラブル等内部情報受付窓口の設置</u>)</p> <p><u>第 15 条 甲は、発電所の安全の確保に資するため、発電所トラブル等に関する内部情報を受け付ける窓口(以下「窓口」という。)を設置するものとする。</u></p> <p><u>2 甲は、受け付けた内部情報について、丙に調査の実施を求めることができるものとする。この場合において、窓口への通報者(以下「通報者」という。)に係る個人情報</u>は、丙に提供しないものとする。</p> <p><u>3 丙は、甲から調査の求めがあったときは、誠意をもってこれに応じ、その結果(必要な改善策を含む。)を甲に報告するものとする。なお、甲が求めた調査が丙の請負企業等に係るものであるときは、丙は可能な限りこれに応じるものとする。</u></p> <p><u>4 甲は、前項の規定により丙から報告を受けたときは、その内容を公表するとともに、データベース化を図り情報の共有化に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 丙は、通報者が特定された場合であっても、当該通報者及び当該通報者が属する請負企業等(以下「通報者等」という。)に対し、通報したという行為を理由に、不利益を課してはならない。</u></p> <p><u>6 丙は、甲の受け付けた内部情報に秘密保持情報(丙と丙の請負企業等との契約上秘密保持が求められている情報をいう。以下同じ。)が含まれる場合であっても、その秘密保持情報が当該通報を行うために必要なものであると認められる場合にあつては、通報者等に対し、秘密保持義務違反を理由に、不利益を課してはならない。</u></p> <p><u>7 甲及び丙は、窓口の設置及び運営について、丙の従業員、丙の請負企業等の従業員その他の関係者に対し、周知することに努めるものとする。</u></p> <p><u>8 窓口の設置及び運営に関し必要な事項は、この協定に定めるもののほか、別に定めるものとする。</u></p> <p>第 16 条～第 18 条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>2 新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)、新潟県国民保護計画、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)、柏崎市国民保護計画、刈羽村地域防災計画(原子力災害対策編)、刈羽村国民保護計画及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づく措置は、この協定に基づく措置に優先するものとする。</p>	<p>要と認めるときは、直接丙にこれを求めることができるものとする。なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分協議し、甲の名において行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加える。)</p> <p>第 14 条～第 16 条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)、刈羽村地域防災計画(原子力災害対策編)及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づく措置は、この協定に基づく措置に優先するものとする。</p>
---	---

新旧対照表

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について
(昭和 59 年 11 月 15 日)の一部改定

新	旧
<p>1 第1条について (1)～(3) (略) (4) <u>甲、乙及び丙は、発電所の安全性の確保及び信頼性の向上を図るため、意見交換等の実施により、丙の請負企業を含む相互理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第5条について</u> <u>報告の時期及び方法については、その都度協議するものとする。</u></p> <p>5 <u>第6条について</u> (略)</p> <p>6 <u>第8条について</u> <u>特異な状況が認められた場合とは、以下のとおりとする。</u> <u>(1) 発電所に由来すると考えられる人工放射性物質が検出されたとき</u> <u>(2) 環境放射線及び環境放射能の測定で異常と判断される値(「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所における放射線監視に係る異常時情報の取扱いについて」に記載の値とする。)が検出されたとき</u> <u>(3) 温排水等の監視調査結果で異常と判断される状況が認められたとき</u></p> <p>7 <u>第10条について</u> (略)</p> <p>8 <u>第11条について</u> (1) 状況確認は、次の場合に、原則として甲乙共同で行い、丙は積極的に協力するものとする。 ア 随時の確認 (ア)～(ウ) (略) <u>(エ) 排気筒モニタ、温排水温度等の測定データの信頼性を確保するための確認を行うとき</u> (オ) (略) イ (略) (2) (略)</p> <p>9 <u>第13条について</u> (略)</p> <p>10 <u>第15条について</u> <u>甲は、丙からの報告内容について公表を行う場合は、個人のプライバシーに関するもの、核物質</u></p>	<p>1 第1条について (1)～(3) (略) (加える。)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加える。)</p> <p>4 <u>第5条について</u> (略)</p> <p>(加える。)</p> <p>5 <u>第9条について</u> (略)</p> <p>6 <u>第10条について</u> (1) 状況確認は、次の場合に、原則として甲乙共同で行い、丙は積極的に協力するものとする。 ア 随時の確認 (ア)～(ウ) (略) (加える。) (エ) (略) イ (略) (2) (略)</p> <p>7 <u>第12条について</u> (略)</p> <p>(加える。)</p>

<p><u>防護を含む公共の安全に関するもの、公表することにより丙又は第三者の正当な利益を害する恐れのあるものについては、これを公表しないものとする。</u></p> <p><u>11 第 16 条</u>について (略)</p> <p><u>12</u> この協定において別に定めることとした事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条第2項</u>関係 (略)</p> <p>(3) <u>第9条第2項</u>関係 ア・イ (略)</p> <p>(4) <u>第 12 条第3項</u>関係 (略)</p> <p>(5) <u>第 15 条第8項</u>関係 <u>新潟県原子力発電所トラブル等情報受付窓口の設置に関する要綱(別紙6)</u></p>	<p><u>8 第 14 条</u>について (略)</p> <p><u>9</u> この協定において別に定めることとした事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条第2項</u>関係 (略)</p> <p>(3) <u>第8条第2項</u>関係 ア・イ (略)</p> <p>(4) <u>第 11 条第3項</u>関係 (略) (加える。)</p>
---	--

平成 19 年度使用済燃料の輸送計画の変更について

平成19年 6 月 28 日
東京電力株式会社

当社は、平成 19 年度の使用済燃料の日本原燃株式会社使用済燃料受入れ・貯蔵施設（青森県六ヶ所村）向け輸送について、同施設における燃料取扱装置等での耐震計算の誤入力に関し、使用済燃料の受入れを見合わせていることから、関係各所との調整の結果、第 1 四半期に予定されておりました柏崎刈羽原子力発電所からの搬出分を、第 2 四半期に変更することとなりましたのでお知らせいたします。

○ 変更後の輸送計画（平成 19 年 6 月 28 日現在）

- ・ 第 1 四半期における柏崎刈羽原子力発電所からの輸送数量 228 体・約 39 トンU（NFT-38B 型・6 基）を、第 2 四半期に追加。

輸送時期	輸送数量	輸送容器の型式・基数	搬出元
第 2 四半期	BWR燃料532体 約91トンU	NFT-38B型 14基	柏崎刈羽原子力発電所
第 3 四半期	BWR燃料152体 約26トンU	NFT-38B型 4基	福島第二原子力発電所
第 4 四半期	BWR燃料190体 約33トンU	NFT-38B型 5基	福島第二原子力発電所
	BWR燃料 76体 約13トンU	NFT-38B型 2基	柏崎刈羽原子力発電所

（注）本年度第 1 四半期に計画していた輸送については、暫定的に第 2 四半期に変更した。

（参考）

平成 19 年 3 月 29 日に公表した日本原燃株式会社向けの輸送計画の内訳は以下の通り。

輸送時期	輸送数量	輸送容器の型式・基数	搬出元
第 1 四半期	BWR燃料228体 約39トンU	NFT-38B型 6基	柏崎刈羽原子力発電所
第 2 四半期	BWR燃料304体 約52トンU	NFT-38B型 8基	柏崎刈羽原子力発電所
第 3 四半期	BWR燃料152体 約26トンU	NFT-38B型 4基	福島第二原子力発電所
第 4 四半期	BWR燃料190体 約33トンU	NFT-38B型 5基	福島第二原子力発電所
	BWR燃料 76体 約13トンU	NFT-38B型 2基	柏崎刈羽原子力発電所

以 上

平成 19 年度使用済燃料の輸送計画の変更について

平成19年 6 月 28 日
東京電力株式会社

当社は、平成 19 年度の使用済燃料の日本原燃株式会社使用済燃料受入れ・貯蔵施設（青森県六ヶ所村）向け輸送について、同施設における燃料取扱装置等での耐震計算の誤入力に関し、使用済燃料の受入れを見合わせていることから、関係各所との調整の結果、第 1 四半期に予定されておりました柏崎刈羽原子力発電所からの搬出分を、第 2 四半期に変更することとなりましたのでお知らせいたします。

○ 変更後の輸送計画（平成 19 年 6 月 28 日現在）

- ・ 第 1 四半期における柏崎刈羽原子力発電所からの輸送数量 228 体・約 39 トンU（NFT-38B 型・6 基）を、第 2 四半期に追加。

輸送時期	輸送数量	輸送容器の型式・基数	搬出元
第 2 四半期	BWR燃料532体 約91トンU	NFT-38B型 14基	柏崎刈羽原子力発電所
第 3 四半期	BWR燃料152体 約26トンU	NFT-38B型 4基	福島第二原子力発電所
第 4 四半期	BWR燃料190体 約33トンU	NFT-38B型 5基	福島第二原子力発電所
	BWR燃料 76体 約13トンU	NFT-38B型 2基	柏崎刈羽原子力発電所

（注）本年度第 1 四半期に計画していた輸送については、暫定的に第 2 四半期に変更した。

（参考）

平成 19 年 3 月 29 日に公表した日本原燃株式会社向けの輸送計画の内訳は以下の通り。

輸送時期	輸送数量	輸送容器の型式・基数	搬出元
第 1 四半期	BWR燃料228体 約39トンU	NFT-38B型 6基	柏崎刈羽原子力発電所
第 2 四半期	BWR燃料304体 約52トンU	NFT-38B型 8基	柏崎刈羽原子力発電所
第 3 四半期	BWR燃料152体 約26トンU	NFT-38B型 4基	福島第二原子力発電所
第 4 四半期	BWR燃料190体 約33トンU	NFT-38B型 5基	福島第二原子力発電所
	BWR燃料 76体 約13トンU	NFT-38B型 2基	柏崎刈羽原子力発電所

以 上

平成19年6月29日

柏崎刈羽原子力発電所7号機における定期安全レビュー の実施について

当所7号機（改良型沸騰水型、定格出力135万6千キロワット）は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）第15条の2第1項」に基づき、保安活動の一環として、定期安全レビュー（PSR：Periodic Safety Review）を実施いたしましたのでお知らせいたします。

定期安全レビューは、原子力発電所の安全・安定運転を継続していくことを目的に、10年を超えない期間に原子力発電所における運転経験の包括的評価および最新の技術的知見の反映状況の評価を行うとともに、確率論的安全評価^{*}を実施することにより、炉心の健全性の維持に関する評価を行い、原子力発電所の安全性・信頼性を総合的に評価するものです。平成4年6月に通商産業省（現：経済産業省）より実施の要請を受け、自主保安活動の一環として実施してきておりましたが、その後の実用炉規則の一部改正（平成15年10月施行）により、定期安全レビューの実施が法令上義務付けられております。

今回実施した定期安全レビューの概要は、次のとおりです。

（1）運転経験の包括的評価

品質保証活動、運転管理、保守管理、燃料管理、放射線管理および環境モニタリング、放射性廃棄物管理、事故・故障等発生時の対応および緊急時の措置、事故・故障等の経験反映状況について、各分野ごとに各種データのトレンド、設備や保安活動の改善状況等を評価した。

この結果、発電所の安全性・信頼性を維持向上させる保安活動は継続的に改善されていることを確認した。

（2）最新の技術的知見の反映

軽水炉の安全性・信頼性に関連する重要な技術的知見が、適切に設備や管理に反映されているかどうかを評価した。

この結果、国内外の原子力発電所の運転経験等に関する最新の技術的知見が原子炉施設の安全性を確保する上で重要な設備等の改善や保安活動等に適切に反映され、安全性・信頼性の向上が図られてきていることを確認した。

(3) 確率論的安全評価

プラント運転時の炉心および原子炉格納容器の健全性を維持するための安全上の特徴、ならびにプラント停止時の炉心の健全性を維持するための安全上の特徴を評価した。

この結果、プラント運転時については、原子炉の停止、炉心の冷却、放射性物質の閉じ込めといった基本的な安全機能により、本原子炉施設の安全性が十分確保されていること、および建設時に整備したアクシデントマネジメント策の効果が十分に認められることを確認した。またプラント停止時についても、安全確保のための設備の管理と運用が適切に実施されていることにより、本原子炉施設の安全性が十分確保されていることを確認した。

今回の定期安全レビューの結果、柏崎刈羽原子力発電所7号機は、保安活動の継続的な改善活動が実施されていることを確認いたしました。これは、厳格な運転管理や設備の更新・改良等を含む予防保全を基本とした、適切な保守管理や国内外の事故・故障等の経験に基づき、再発防止策の的確かつ継続的な実施に努めたことなどによるものであると考えております。

なお、平成14年の当社原子力発電所の不祥事に対する再発防止対策の取り組みを進める中で、さまざまな改善活動を実施しておりますが、その内容も今回の定期安全レビューにおいて確認しております。

今回の定期安全レビューの結果を踏まえ、さらに原子力発電所の安全性、ならびに安全に対する取り組みについて引き続き努力していくとともに、昨年11月以降の当社発電設備における一連のデータ改ざんに係る再発防止対策の確実な実施に向けて取り組み、社会の皆さまからの一層のご理解と信頼を得てまいりたいと考えております。

以 上

※ 確率論的安全評価

確率論を用いて原子力発電所の安全性を総合的かつ定量的に評価する手法であり、炉心が損傷に至る事象に着目し、損傷に至る事故シナリオや損傷後の事象進展を想定することにより、その発生頻度について定量評価している。

柏崎刈羽原子力発電所7号機定期安全レビュー報告書の要旨

1 柏崎刈羽原子力発電所7号機について

柏崎刈羽原子力発電所7号機は、定格出力135万6千キロワットの改良型沸騰水型軽水炉です。

運転実績等としては、以下のとおりです。

営業運転開始	平成9年7月
累積発電電力量（億kWh）	約920
計画外停止回数（回／年）	約0.2
設備利用率（％）	約79.4

（平成19年3月31日現在）

2 運転経験の包括的評価

品質保証活動（組織風土の劣化防止を含む）、運転管理、保守管理、燃料管理、放射線管理および環境モニタリング、放射性廃棄物管理、事故・故障等発生時の対応および緊急時の措置、事故・故障等の経験反映状況について、各種データのトレンド、設備や保安活動の改善状況等を評価しました。

この結果、組織・体制、社内マニュアル、教育・訓練および設備に対する改善は、業務フローに従い確実に行われており、現在の保安活動の仕組みが妥当であることおよび設備の健全性を確保していると判断しました。また、運転実績指標のトレンドを分析・評価した結果、各保安活動の実施状況が妥当であると判断しました。主な改善を実施した内容は以下のとおりです。

[品質保証活動]

- ・ 「不適合管理委員会」の設置
- ・ 社内マニュアル体系の見直し
- ・ JCO東海ウラン加工施設の臨界事故を踏まえた教育への反映 等
（組織風土の劣化防止）
 - ・ 企業倫理遵守の徹底・企業風土改革に向けた取り組み
 - ・ 安全文化の醸成・定着に向けた取り組み 等

[運転管理]

- ・ 圧力抑制室内への異物混入を想定した対応操作手順の整備（非常用炉心冷却系吸込みストレーナの大容量化により終了）

[保守管理]

- ・ 「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2003)」に適合した社内マニュアルの整備
- ・ 配管減肉管理指針の策定・改定
- ・ 圧力抑制室内への異物混入防止
- ・ 協力企業と一体となった保守管理への取り組み
- ・ 非常用炉心冷却系吸込みストレーナの大容量化
- ・ 定期事象者検査などの新検査制度導入（平成15年）による検査実施部門等の組織強化 等

[燃料管理]

- ・ 定期検査時燃料取出方法の変更
- ・ 使用済燃料プール増容量工事の実施による運用上の裕度の確保 等

[放射線管理および環境モニタリング]

- ・ 物品搬出改善検討会による改善対策の検討
- ・ 管理区域からの逆行防止を目的とした回転ゲートの設置 等

[放射性廃棄物管理]

- ・ プラント停止時・再起動時のよう素放出量の評価
- ・ 代替フロン生産全廃に伴う荒浜側洗濯設備の変更 等

[事故・故障等発生時の対応および緊急時の措置]

- ・ 緊急時の通信設備（衛星携帯電話）の増設 等

[事故・故障等の経験反映状況]

- ・ 事故・故障等情報の不適合管理および是正処置・予防処置マニュアルへの取り込み 等

3 最新の技術的知見の反映

最新の技術的知見の反映状況をレビューした結果、原子炉施設の安全性を確保する上で重要な設備等について、建設当時の設計の考え方に加えて、営業運転開始以降も最新の技術的知見が適切に反映されている、反映が計画されている、あるいは技術的には同等の対応が行われていることを確認しており、安全性・信頼性の維持・向上が図られてきていると判断しました。

今後とも軽水炉の安全性・信頼性に関する重要な技術的知見が得られ、それが7号機の安全性・信頼性を向上させていく上で有効であると考えられる場合、これら技術的知見を反映すべく継続して実施していきます。最新の技術的知見の主な反映事項は以下のとおりです。

- ・ 関西電力（株）美浜発電所3号機で発生した二次系配管破損事故の反映
- ・ 非常用炉心冷却系（ECCS）ストレーナ閉塞事象に係る対応 等

4 確率論的安全評価

原子力発電所の安全上の特徴を総合的に把握するとともに、建設時に整備したアクシデントマネジメント策の効果を確認することを目的として、最新の起因事象発生頻度およびプラント情報に基づき、プラント運転時および停止時（定期検査・点検時）の内の事象を対象に、確率論的安全評価を実施しました。主な評価の結果は以下のとおりです。

プラント運転時の評価

炉心健全性の維持に関する評価	1.7×10^{-8} (/炉年)
----------------	----------------------------

プラント停止時の評価

炉心健全性の維持に関する評価	3.1×10^{-9} (/定検)
----------------	----------------------------

「原子力発電プラントの基本安全原則（INSAG-12）」（IAEA国際原子力安全諮問委員会、1999）が示す目標（既設炉に対して 10^{-4} /炉年以下、新設炉に対して 10^{-5} /炉年以下）と比較しても、これを十分に下回ります。

以 上

調整運転中の柏崎刈羽原子力発電所2号機における タービン制御系の油漏えいに伴う点検停止について

平成19年7月4日
東京電力株式会社

当社・柏崎刈羽原子力発電所2号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、平成19年6月10日午前6時32分に発電を開始し、現在調整運転中ですが、本日午前4時7分頃、タービン制御系の油*が漏れていることを示す警報が発生いたしました。

直ちに現場を確認したところ、タービン建屋地下1階に設置しているタービン蒸気加減弁の油圧駆動装置4台のうち2台から油が滴下していることがわかりました。

現在も油の滴下は続いておりますが、滴下した油は当該弁の下に設置してある油受けにて全て回収しております。

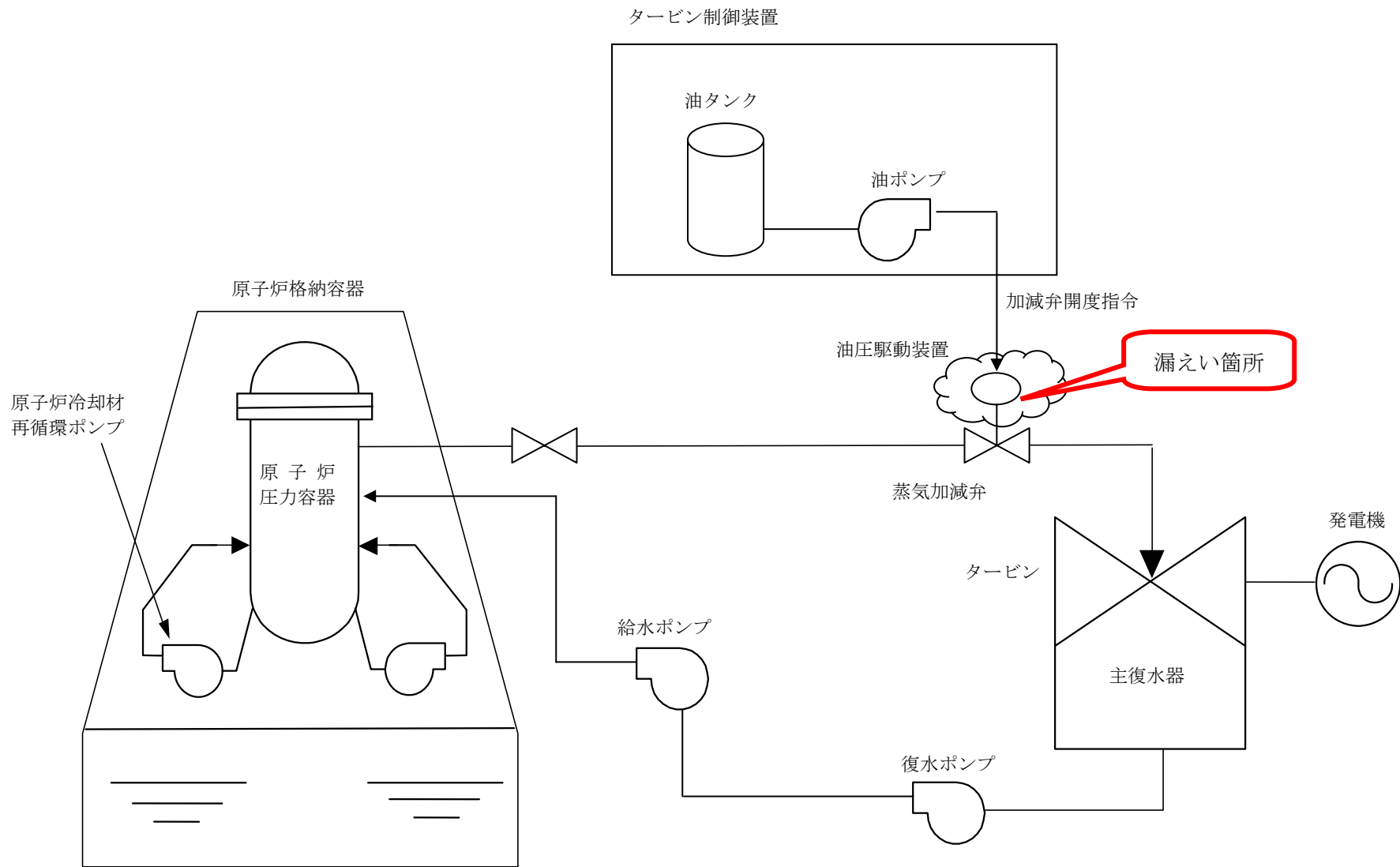
本事象は直ちに運転に影響を及ぼすものではありませんが、点検、原因の調査および補修を行うため、本日午後5時からプラントの停止操作を開始いたします。

なお、これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

*：タービン制御系の油

タービン蒸気加減弁等の油圧制御用の油。



柏崎刈羽原子力発電所2号機 油漏れ箇所概略図